

入札説明書

1 公告日

令和7年6月4日（水）

2 件名

沖縄県食肉衛生検査システム機器賃貸借等業務契約に係る一般競争入札

3 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年6月17日（火）午後3時
- (2) 場所 沖縄県中央食肉衛生検査所 研修室

4 入札方法等

- (1) 入札時において、提出すべき書類は、入札書（第3号様式）及び必要に応じて委任状（第4号様式）とする。
- (2) 入札書は書面により、直接持参して提出すること。
- (3) 入札の方法等
 - ア 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の確認を受けること。
 - イ 代理人がする入札の場合は、本人の委任状を持参すること。
 - ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

5 開札

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札事務関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任書を提出しなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると入札事務担当者が認めた場合を除き、開札場を中途退場することができない。

6 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、当該無効入札をした者は、再度入札を行う場合においてこれに加わることができない。

- (1) 沖縄県財務規則第126条各号の一に該当する入札及びこの公告に定める入札に関す

る条件に違反する入札

- (2) 一般競争入札参加資格の確認を受けた者であっても、開札時において一般競争入札参加資格要件を満たさない者のした入札

7 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は3回（1回目の入札を含む。）までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

8 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額を契約期間の月数（60ヶ月）で除して得た金額に12を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金またはこれに変わる担保を納付または提供すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すると認められる場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年間の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上に渡って締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合

9 入札保証金の還付

入札保証金は、原則として落札決定後に還付する。ただし落札者の入札保証金は契約保証金に充当することができる。

10 質問について

令和7年6月11日(水)午後5時までに質問書（第5号様式）を用いて質問すること。

回答は、随時行い、必要に応じて沖縄県のホームページに掲載する。

（FAX及び電子メールの場合は、必ず電話にて当所へ到達確認を行うこと。）

11 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札説明会は実施しない。
- (3) この一般競争入札に参加する者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項

を熟読した上で入札すること。この場合において、入札説明書等について疑義があるときには関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (4) 入札参加資格の適用範囲は、当該入札に限り適用するものとし、参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。
- (5) 当該入札説明書等に定めのない事項については、地方自治法（昭和23年法律第67号）、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則によるものとする。